

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛心会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間900万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額、別表「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 5 非常勤理事、監事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 6 監事に対する報酬は、別記2「監事の報酬」に定める額とする。
- 7 個々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。
- 8 評議員選任・解任委員の報酬は、別記4「評議員選任・解任委員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員、評議員選任・解任委員がその職務の執行にあたって負担した費用については、別表2に定めた金額を支払い、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

- 第6条 常勤役員の報酬等は、毎月末締め、翌月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、月末締め、翌月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 足)

- 第10条 この規程の実施に関し、見直し等必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- この規程は平成29年6月25日(評議員会議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- この規程は平成29年10月9日(評議員会議決日)から施行する。
- この規程は令和元年6月8日(評議員会議決日)から施行する。
- この規程は令和2年12月21日(評議員会議決日)から施行する。
- この規程は令和3年6月12日(評議員会議決日)から施行する。
- この規程は令和3年7月22日(評議員会議決日)から施行する。
- この規程は令和7年7月1日から施行する。

別表 常勤理事俸給表

号	月額（円）	号	月額（円）	号	月額（円）
1	100,000	7	220,000	13	340,000
2	120,000	8	240,000	14	360,000
3	140,000	9	260,000	15	380,000
4	160,000	10	280,000	16	400,000
5	180,000	11	300,000		
6	200,000	12	320,000		

別記 1 非常勤理事の報酬

理事会出席の都度 1人一律20,000円

別記 2 監事の報酬

理事会・評議員会出席の都度 1人一律20,000円

監事監査実施 1名につき1日20,000円

別記 3 評議員の報酬

評議員会出席の都度 1人一律10,000円

評議員会書面決議の都度 1人一律5,000円

別記 4 評議員選任・解任委員の報酬

評議員選任・解任委員会出席の都度 1人一律10,000円

別記 5 監査会出席時の報酬

【内部経理監査員】（役員又は評議員の場合）

内部経理監査実施 1名につき1日20,000円

別表 2 理事、監事、評議員が会議、研修に参加、又は出張した場合には、下記の旅費及び日当を支給する

鉄道・船舶 航空料金	その他の交通費	報酬	宿泊 料	参加費等 必要経費
実費	一律1,000 円 (浜田市内)	8,000円 (1日の場合)	実費	実費
		5,000円 (半日の場合)		